

令和 2 年

第 5 回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和2年 第5回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	令和2年4月27日 午前 <u>後</u> 2時30分		佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和2年4月27日 午前 <u>後</u> 4時30分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
説明のため出席した職員			
教育総務課		子ども若者課	
課長	坂田 和三	課長	大屋 広幸
課長補佐	高野 久之	子育て企画係	
総務係長	飯田 誠	主任	川上 忠子
学校教育課		世界遺産推進課	
課長	濱田 晴明	課長	下谷 徹
管理主事	森 和人	文化財室長	岩崎 成正
社会教育課			
課長	市橋 秀紀		
傍聴人	有 <u>無</u>		
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果	
なし	
会議に付議した事件の題目	
議案第 33 号	佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 34 号	佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 35 号	佐渡市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 36 号	佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について
議案第 37 号	佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について
議案第 38 号	佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 39 号	佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 40 号	佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 41 号	佐渡市教育委員会職員の懲戒処分に係る専決処理について
報告事項	
1 学校情報について	
2 (仮称) 相川認定こども園の建設について	
3 世界遺産登録に係る推薦書(原案)について	
4 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	
5 その他	
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 坂田教育総務課長</li> </ul>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 2 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今から令和 2 年第 5 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> <li>・ 初めに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</li> <li>・ 日程第 2、議案第 33 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年 4 月 1 日付けの人事異動等に伴う規則の改正で、改正点は 3 つあります。</li> <li>・ 1 つ目は、教育委員会の施設改修、維持修繕の管理を促進するために教育総務課に「施設管理主幹」を配置したことに伴い、第 5 条「職及び職務」の表中に「施設管理主幹」を加えるものです。</li> <li>・ 2 つ目は、市の「技師」職は、これまで「技師」という名称しかありませんでしたが、令和 2 年度から業務部門を明らかにするため、「土木技師」、「建築技師」、「文化財保護技師」の 3 つに細分化します。これに伴い第 6 条の表中、「技師」を「建築技師」に改めるものです。</li> <li>・ 3 つ目は、令和 2 年度から臨時職員等が会計年度任用職員に移行したことに伴い、教育委員会事務局組織の所掌事務から外れたことから、第 4 条別表第 14 号の事務分掌で教育総務課総務係の「嘱託職員及び臨時職員に関すること」を削り、以下各号を繰り上げるものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。</li> <li>・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 33 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ ここで、お諮りします。議案第 34 号から議案第 41 号まで及び報告事項 1 は、人事及び個人情報に関する内容であることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> <li>・ ありがとうございます。議案第 34 号から議案第 41 号まで並びに報告事項 1 は秘密会とすることといたします。</li> </ul> <p><b>【秘密会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第 34 号「佐渡市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について」、市</li> </ul>

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 大屋子ども若者課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 大屋子ども若者課長</p>	<p>橋社会教育課長から説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第 35 号「佐渡市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長から説明する。</li> <li>・ 議案第 36 号「佐渡市地区公民館長の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長から説明する。</li> <li>・ 議案第 37 号「佐渡市地区公民館分館長の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長から説明する。</li> <li>・ 議案第 38 号「佐渡市スポーツ推進委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長から説明する。</li> <li>・ 議案第 39 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、市橋社会教育課長から説明する。</li> <li>・ 議案第 40 号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について」、岩崎世界遺産推進課文化財室長から説明する。</li> <li>・ 議案第 41 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分に係る専決処理について」、坂田教育総務課長から説明する。</li> </ul> <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項 1 「学校情報について」、森管理主事から説明する。</li> </ul> <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項 2 「(仮称) 相川認定こども園の建設について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 相川認定こども園の建設は昨年度、測量、地質調査、基本計画策定の委託業務が完了し、今年度は設計及び造成工事を実施する予定です。</li> <li>・ 基本計画策定業務は、配置計画等を基に設計に入っています。4月7日に入札を行い、造成実施設計・開発申請業務委託は、株式会社オリス佐渡支店、建設工事基本設計業務委託は、株式会社藤田設計と契約しました。</li> <li>・ 今後、工程表のとおり計画を進める予定で、着工となれば相川中学校の協力は不可欠で、中学校の保護者、生徒への周知徹底を図り、安全対策を万全に実施したいと考えています。</li> <li>・ 課題は2つあります。1つ目は、園舎の形態です。認定こども園として開設する方針で進めていますが、あいかわ幼稚園の入園児童数の減少から、園舎の形態を検討する必要があると考えています。</li> <li>・ 2つ目は、稲鯨保育園の統合についてです。まだ同意を得られていませんが、統合の方向で地域住民、保護者との話し合いを重ねたいと考えています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に対し質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 「園舎の形態について検討する必要がある」という文言ですが、どういう課題があるから、検討する必要があるということなのでしょうか。</li> <li>・ 認定こども園として進めるのか、あるいは保育園として進めるのか、その形態について必要があると考えています。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物との関係を知りたいんです。</li> <li>・ 建物との関係はございません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園やこども園にはそれぞれの建築方法があるから、それをどうしようかということで「園舎の形態」と理解したのですが、そうではないようなので、何が問題なのか明確にしていただけませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物というよりは運営のこと、認定こども園としてやっていくのか、保育園としてやっていくのかということで検討の必要性があるということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設に関する提案であるのに運営方法を第1課題にしており、整合性がない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物を相川保育園とあいかわ幼稚園と統合して進めるという形で進んできたのに、建物を造ることを決定してからまた統合するかどうかを検討し直すということですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園と幼稚園は統合することで考えていますが、その形態として、認定こども園とするかどうかということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他に方法はあるのですか。</li> <li>・ あいかわ幼稚園の入園児童数が減少しています。この実態を踏まえて、認定こども園としていくのか、あるいは保育園としてこれから考える余地があるのか、検討が必要と考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随分根本問題に遡ってしまったのですが、それは別枠で決めなければいけないと思います。今、建設というタイトルで報告するのであれば、課題は建設に関わる課題として挙げて、その他の課題として、(仮称)こども園の運営方法について決めないといけないのではないですか。両方報告されても、意見の言いようがないのです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回は、建設の経緯ということでご報告させていただきました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園にするのであれば、あいかわ幼稚園は廃止になりますから、最初のスタートのときから形が全然違うのではないかと思うわけです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本に関わることで、とても大事なことです。こども園を造るのであれば、しっかりカリキュラムを立てて、見通しをもってやらなければならない。今ここでぐらついてはいけません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形態につきましては、方向としては認定こども園としての方針で進めています。今後、検討する必要があると考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども園ということで良いのですよね。そうすると、「園舎の形態」についてという文言は、「形態」というよりも「規模」ということになるのではないですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の提出が適切でなかったかもしれません。今後検討してまいります。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうすると、この課題の「園舎の形態」は、削除した方が良いということですか。</li> <li>・ 削除をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、課題の「園舎の形態」については削除ということをお願いします。</li> <li>・ 他にご意見ございますか。</li> <li>・ 計画平面図を見せてもらったときに、路線バス通学の中学生のことを考えると今でも非常に厳しい。土地の関係と冬の自然が厳しいことの両方ありますが、その中で今、路線バスを考えないといけない。</li> <li>・ 中学生の路線バスは、トンネルの方から来て、入って、回って出ていきますが、円状に一周するので気持ちが悪いんです。現在でも最小回転半径ぎりぎりなのですが、今回の設計でもそうなので、より厳しくなると思います。</li> <li>・ 大まかなものだけということで、変更を考えていただけるのであれば2点あります。それは、現在のバスの待合所がとにかく小さかったです。1年生から3年生まで全員が入れません。冬、猛吹雪の中、外で待っています。1年生が3年生をどかしてまで入ることはしませんので、できるだけ広く取っていただきたい。</li> <li>・ それから、バスの回転場と駐車場の間の位置に乗入口をつけるのであれば、ぜひ中学生が通学するバスもその辺りから入れるようにしてやると、バスの回転が非常に違ってくると思います。乗っている子どもたちのためにも、できるだけ動線をすっきりしてあげたい。バスの回転場と駐車場の間の辺りに出入口があり、バスがずっと走っていくところの左側に大きめのバス待合所が設置されていれば、子どもたちのためにも良いかなと思います。せっかく広さがあるのに、円状にバスが回るところに面積を使ってしまうです。以上は提案ですが、よろしくをお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大屋子ども若者課長</li> <li>・ 信田委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望として承っておきます。</li> <li>・ 今日の議事日程には載っていませんが、先日、保育園の給食で米粉と米粉ミックスを間違えたというのがありました。給食の調理員の方々、日常的にいわゆる基本的なこと、ミックスには米粉と小麦粉が入っているとか、調理員として基本的な知識とか、なかなか日々の業務をこなす中で、そういうところを一々気をつけていられないというのはありますが、アレルギーは、子どもにとっても保護者にとっても本当に深刻な問題なのです。作っている当人は、米粉、ミックスだといって、あまり意識されないかもしれませんが、その当事者にとっては大変なことです。重篤の場合は命にも危険が及ぶということもありますので、調理を担当される方、それから献立を立ててくださる栄養士の方は、注意していただきたいと思います。これは、何回言っても異物の混入はありますが、基本的なアレルギーに対してのことは、事前調査もそうですし、食品の発注に関しては絶対にあってはならないことだと</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大屋子ども若者課長</li> <li>・濱田学校教育課長</li> <li>・信田委員</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・委員全員</li> <li>・渡邊教育長</li> <li>・下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<p>思いますので、よろしく願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園の給食におけるアレルギーの誤食につきましては、大事なお子さんを預かっている立場であり、大変申し訳なく思っています。今回のことを踏まえて、さらに再発防止策を練って、日々業務に当たる所存です。</li> <li>・ 学校給食の方も今回の事案を基に、もう一度チェック体制、点検体制を見直すよう指示を出しました。</li> <li>・ よろしく願いいたします。</li> <li>・ 他にございますか。よろしいですか。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ 報告事項3「世界遺産登録に係る推薦書（原案）について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産の推薦書は今回5回目の提出となり、去る3月31日に新潟県と共に佐渡市の方で文化庁に推薦書原案という形で提出しました。これまでの様々な専門家の方々のご意見や所管の文化庁の調査官の方々のご意見等を踏まえて、調査の方法や世界遺産としての物語性、コンセプトの見直しを図ってまいりました。そうした中で、顕著な普遍的価値、世界遺産としての佐渡金銀山の価値がどこにあるかということになります。</li> <li>・ 大きなポイントが5つございまして、まず佐渡の金銀山の自然的な要素であります鉱床の特性ですが、非常に硬い鉱脈の鉱床があるということが1つと、それから砂金の鉱床、これも外国の専門の方のお話ですと、海外にもないほどの規模の大きな砂金鉱床だということで、この2つの鉱床があるというのが一つの特徴です。</li> <li>・ 2つ目の特徴として、佐渡の金銀山が特に金を大量に海外に流出、輸出した時期というのが、世界史上で言いますと、ちょうど大航海時代の後、イギリスの産業革命が始まる頃とほとんど符合しまして、世界の潮流としましては機械化の時代を迎える時期に当たります。そうした中で、佐渡におきましては、鎖国という政治的な選択もありまして、それまでの機械化以前の伝統的な手作業によります技術でもって大量の金を生産したというのが一つの特徴となっております。</li> <li>・ 3つ目の特徴として、当時の江戸幕府が中心ですが、国家が直接鉱山を経営したということも特徴の一つです。ちなみに、世界の動向を見ますと、ほかの国では、特にヨーロッパが多いのですが、国家というよりも、その地域、地域の貴族の方々、そのの方々による鉱山経営がありまして、産業革命以降についてはほとんど株式会社に近い状態に変わるということで、これも佐渡の特徴の一つと捉えております。</li> <li>・ その3つの点を踏まえまして、こういった手作業による、国家の介入した、また独特な鉱床、自然的な特徴を持った部分から金を取ったというのは、それを支えた生産体制、それから手作業による独特な金生産技術を究極の形</li> </ul>
--	---



	<p>事に守っていくという考え方ですから、文化財保護法で指定されている以上は、世界遺産であろうとなかろうと同じ手法で、同じ力の入れ方で守っていくこととなります。例えば、道遊の割戸は、江戸時代の世界遺産そのものですが、そこと北沢のシックナーとは守る部分についての差別化はできません。文化財保護法上同じ扱いになっています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産の範囲に入らない文化財法の範疇であれば、世界遺産として認定を継続するための縛りはなくなるわけです。日本独自の判断でできるわけです。結局何が課題になっているかという、コンクリート建造物は、いずれ朽ち果てるという運命をもっている。世界遺産だから手をつけられなかったことが、文化財法のジャンルに入れば、手をつけて守ることができるという解釈はできないですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実問題として技術的にかなりハードルが高い部分ではありますが、過去にも文化財保護法上で、例えば分かりやすい例で申し上げますと、古い寺社建築の法隆寺なども当時の伝統技術、それから同じ材料を使って、何百年もずっと継承して、壊れた部分を直して、こっちが壊れたらまた直してという形で守っていきます。相川の金銀山も同じ形で、文化財保護法上のルールに基づいて、それから国からのお金も頂きますし、市もお金を出しまして、ずっと同じ形で、同じ技術を使いながら、修理をしながらずっと伝えていく形になるのではないかと考えております。日本の文化財保護法は非常に厳しくて、それから技術的にも日本はそういった部分はかなり進んでおりまして、海外にも専門の方が指導に行ったりするぐらいのレベルですので、世界遺産であろうとなかろうと同じ形で守っていくということは未来でも続けていく作業なのかなと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の話ですと、世界遺産に登録されたから、この部分でしかないということはないわけですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 途中で変更ということも、例えば世界遺産はここだが、この後検討したらもう少し広げた範囲になったということもあり得るのですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果として、将来的に広がる可能性はあります。実際に一番近い例で言いますと、熊野古道が、和歌山県と三重県と奈良県ですか、3県で推薦した熊野古道が3年ぐらい前に道が分かって、調査も進んで、これも熊野古道の一部だというのがはっきりした時点で、追加で世界遺産に登録しました。ですから世界遺産そのものの価値づけのコンセプトがぶれなければ、追加というのは出ます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりました。</li> <li>・ 期間を区切ったのは、徴用工問題の関係もありますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決してそうではなくて、今回の推薦書見直しの議論の中に、実際に世界遺産審査をされるイコモスのメンバー、イギリス人、フランス人、アメリカ人の方にも入っていただいて、我々が今回提出した推薦書の中身というの</li> </ul>

	<p>は、国内候補になるというよりも、ユネスコに推薦された後の専門機関のイコモスの審査を一発で通そうという狙いがあります。そういった戦略があつて、明治が入ると非常に複雑になるのが1つと、さきほど申し上げたように、ほかの国にもいっぱいこういうのがあるではないかというので、なるべくウイークポイントを減らして、一発で推薦されようという戦略があつて、分かりやすく、それから守りやすく、説明しやすくということで江戸時代に特化した物語にいたしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ でも、時代が違うわけですね。</li> <li>・ 時代は違いますが、江戸時代で佐渡金銀山の歴史が切れるわけではなくて、実際に目の前にあるものは結構、明治、昭和のものがありますから、それについては歴史の記述の部分では微用工のことは併せて書き込んであります。ただ、世界遺産の価値としては違うということを明確に書いてあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の近代的、工業的鉱山経営と、佐渡金山の手工業を中心にした究極の形との差別化という観点だと思いますが、そうすると一層国内の石見銀山の差別化を明確にしないとOUVの問題が出てくる。前回は聞いたのですが、何度聞いても差別化が明確に説明できる感覚ではなかったものですから、お願いできますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下谷世界遺産推進課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石見銀山と佐渡との違いは、大きく2つあります。</li> <li>・ 1つは、時代が全く違います。石見銀山は、大航海時代の真っ最中のおよそ1500年の半ば頃、最盛期で、僅か30年ぐらいの間で世界遺産の物語を作っています。俗に言う伝統的手工業で金銀の、貴金属を生産する当時の一番初期の時代が石見銀山です。佐渡は、江戸時代に入ってから、いろいろな形で佐渡の独特な硬い鉱脈に合った形で技術の伝統的な手作業の技術を改良して使っていきます。さきほど申し上げたように、手工業の技術を究極の形まで高めたのが佐渡です。これは外国にもごさいません。そういったことが石見銀山との大きな違いの一つです。</li> <li>・ それから、もう一つが石見は銀山です。佐渡は金ですから、金と銀は同じ貴金属ですが、人類の歴史の中での価値づけとか使い道が全く違いますから、そういったことも1つ大きなポイントとなっていると考えています。</li> <li>・ その2点で差別化はできると判断いたしました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他にございますか。よろしいですか。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。ありがとうございました。</li> <li>・ 続きまして、報告事項4「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濱田学校教育課長</li> </ul>	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨学金制度は、貸与により教育の機会均等を図り、本市の発展に資する有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的として、条例及び市長が制定した規則により運用しております。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 濱田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 濱田学校教育課長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li>   <li>・ 濱田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このたびの新型コロナウイルス感染症対策により大学、専門学校、高等学校等が臨時休業となっているため、奨学金の貸与を受けるために必要となる申請書類のうち、在学証明書を取り寄せられないといった貸与予定者が存在していることを受けて、規則の一部改正を行ったものです。</li> <li>・ 具体的な改正内容は、在学証明書に代わるものとして、学生証または生徒手帳の写しで在学を証明するものの写しを、第5条第1項第2号で規定するほか、同条第3項で申請期限について、大学等が臨時休業等で4月末日まで申請することができない場合は期限を延長して対応すること及び同条第4項では奨学金の貸与期間の期限を延長して申請があった月の翌月の末日までとする改正で、本年4月17日を施行日とするものです。</li> <li>・ なお、申請期限を延長できる事項は、大学等の臨時休業に限らず、災害、健康上の理由等で貸与予定者が入院した場合で期限の4月末日までに申請することができない場合など、正当な理由がある場合も該当となるものです。</li> <li>・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。</li> <li>・ 現状を考えて、急遽この項目を付け加えたということですね。事例はどのくらいありそうですか。</li> <li>・ 現在のところ、問い合わせが約10件来ています。</li> <li>・ 何件中の10件と考えれば良いのですか。</li> <li>・ 約72件分の10件です。</li> <li>・ 他にございますか。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ 報告事項5「その他」ですが、事務局からありますか。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の新型コロナウイルス感染症対策の状況について、大きく3点述べさせていただきます。1点目は、臨時休業について。2点目は、1学期の学校行事について。3点目は、感染対策に関わる必要物品の状況等についてです。</li> <li>・ 1点目の臨時休業についてですが、新潟県教育委員会の通知を受けまして、学校現場、小学校、中学校校長会などの意見を含めて、教育委員会として検討した結果、3月に続いて2回目の臨時休業を実施することになりました。臨時休業するに当たり、子どもへの指導や保護者の負担などを考えて、開始する期間を25日土曜日からと考えました。また、終了は非常事態宣言が出されている期間と同じで5月6日としました。実質的な学校の休業は4月の27、28、30、5月1日の4日間となります。</li> <li>・ 2点目です。1学期の学校行事についてですが、1学期の学校行事といえますと、小学校の運動会、それから修学旅行になります。小学校の運動会は、5月、6月に予定されていますが、感染防止及び今回の臨時休業に伴い</li> </ul>
---	---



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 濱田学校教育課長</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2点目ですが、こういった中で授業、学力向上が一番ですので、行事の精選、あるいは、いろいろな軽重をつけていくということも今後指導してまいります。</li> <li>・ 夏季休業中の授業とか、土曜日の授業とか、いろいろな都道府県で話題になっておりますが、そういった件につきましても、できるだけ早めに学校の実情や要望を聞いて対応していただきたい。小学校は空調施設もあるわけですから、こういうときこそ大いに活用して、その効果を、有効性を逆に発信していくぐらいの積極的な攻めの取組を進めていただきたい。中学校はまだ無理なようですが。</li> <li>・ 現場の声を聞くということと同時に、他の都道府県などの様子といえますか、もう既に夏季休業2日、冬季休業2日、短くするといった自治体も出ているところですが、そういった情報も注視しながら、今後の研究に努めてまいります。</li> <li>・ よろしくをお願いします。</li> <li>・ いろいろ情報を得られてありがたかったです。特に学校行事やキャリア教育の課題解決学習等について、柔軟に対応していただきたいと思います。</li> <li>・ 私が最も心配しているのが学力格差の拡大です。恵まれた地域、恵まれた家庭ではそれなりの対応ができているところもある。一方、佐渡は去年、まだICTを導入するかどうかという周回遅れの議論をやっていた。柔軟に物事を考えて、学力格差を縮めていくように進めていただきたい。</li> <li>・ その一つの方法として、これはオンライン授業導入のチャンスではないかと思います。ある私立学校では、連休明けからオンライン授業を始めるということでした。予算がないからやらないではなくて、どうしたら予算を取ってきて、この機会に進めていけるかという、打って出る方法をとってほしい。今は世界的な時代の転換期だろうと思いますし、教育方法の転換期でもあります。攻めの姿勢で進めていただけるとありがたい。</li> <li>・ 要望ということでよろしいでしょうか。</li> <li>・ 結構です。</li> <li>・ 他にございますか。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ では、そのほか事務局から何かありますか。</li> <li>・ 1つ要望を出してよろしいですか。</li> <li>・ どうぞ。</li> <li>・ 文化財団の件ですが、教育委員会議では準備会について報告を受けて、審議等をした覚えがありますが、その後一切文化財団については話題に上らず、報告もなかった。ところが、最近これが議会等で問題になっている。市長の要求に基づく監査結果が報告されたということですが、教育委員には今まで一言の経過報告もありません。ぜひこの件について、監査結果等を基に説明いただければありがたい。できるだけ早い時期にまとめて、何が問題だったのか、今後どうするのか報告いただければありがたい。</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市橋社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の件は、社会教育課、財務課、監査の方とプロジェクトチームをつくって、内容精査をしております。30 年度の実績と内容が合っているかどうかということも、もう一回調査をしたいと考えています。その後、教育長、そして市長と相談をして、補助金の返還があるのかないかも含めて、過去のことについて調査をしていく予定です。</li> <li>・ この先、前向きな形で、これからどう内容を精査していくかということで、文化財団の定款を含めて、内容を精査しております。ある程度方向性は出したのですが、この前、理事会で話はしましたが、まだ未熟な部分もありますので、今後もう少しこれから先のことを検討した中で、教育長、市長と相談をしながら、6月議会に向けていきたいと思います。次回の教育委員会で、そういった内容を含めて説明する方向で考えていきたいと思いますので、それまで待っていただきたいと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、委員の皆様からございますか。よろしいですか。</li> <li>・ 発言なし</li> <li>・ では、最後になります。日程第 12、次回の会議の開催日について、事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<p>【5月8日金曜日午前10時45分から佐渡市教育委員会臨時会を開催すること、5月25日月曜日午後2時30分から佐渡市教育委員会定例会を開催することを提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上で令和2年第5回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">午後4時30分終了</p>